

令和 8 年 6 月
東 京 都

工事受注者の皆様へ

熱中症対策の相談窓口の設置について

工事受注者の皆様におかれましては、日頃から東京都の事業執行につきまして御協力をいただきありがとうございます。

屋外での長時間の作業があるなど、熱中症のリスクを抱えている工事現場においては、WBGT 値に応じた対策を実施し、発症リスクの低減を図ることが重要です。

特に WBGT 値の高い時には、工事現場の状況を踏まえ、作業の一時的な中止を含めた検討を行った上で、適切に対策を実施するようお願いいたします。

この度、作業の一時的な中止などの対策の実効性をより高めるため、別添資料のとおり、相談窓口を設置いたしましたので、工事現場内に掲示するなど、周知をお願いいたします。

なお、上記の対策に伴い、熱中症対策費用が必要となる場合や作業を一時的に中止したことにより、工期延伸等が必要となる場合は、契約約款に基づく発注者との協議の対象となります。

工事現場の 熱中症対策

相談窓口を設置しました

WBGT実測値が、例えば31以上の場合等は作業を一時的に中止するなどの対策を実施してください

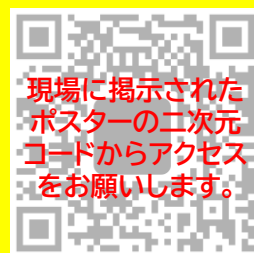
こんな時にご相談ください

- ✓ 作業を中止したいが発注者に申出がしづらい
- ✓ 中止に伴う契約変更の対応について不明な点がある など



東京都が実施している工事の
熱中症対策に関する相談窓口

はこちらから【受付:令和8年10月31日まで】



- ・炎天下で実施している工事現場は特に注意！
- ・体調に異変を感じたら、すぐに作業を中断し、休憩を！